

青森県報

第四百二十六号

令和四年
二月二十四日
(木曜日)

目次

告示

○特定行為業務の登録.....(高齢福祉課) 一

公告

○林業用種苗生産事業者の登録.....(林政課) 一

○特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧.....(漁港漁場整備課) 一

公営企業

○青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(整備企画課) 二

○青森県公営企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程(同) 二

告示

青森県告示第八十六号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和四年二月二十四日

青森県知事 三村申吾

登録番号	年月日	氏名又は名称	住所	事業所所在地	業務開始年月日	備考
------	-----	--------	----	--------	---------	----

公告

林業用種苗生産事業者の登録

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年二月二十四日

青森県知事 三村申吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	生産事業者の種類	生産事業の内容	事業名称	所在地
二五〇	令和四・二・二四	金測高	三戸郡田子町大字	採取	精選の育苗	金測農園	三戸郡田子町大字
二五〇	令和四・二・二四	金測高	三戸郡田子町大字	採取	精選の育苗	金測農園	三戸郡田子町大字

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第十七条第十項の規定により、三沢地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

〇二〇二	令和四・二・二六	社会福祉法人伸康会	弘前市大字一石の二	介護老人保健施設	弘前市大字一石の二	令和四・二・二六	介護老人保健施設
------	----------	-----------	-----------	----------	-----------	----------	----------

令和四年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

三沢地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び三沢市水産振興課

三 縦覧期間

令和四年二月二十四日から同年三月十六日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市水産振興課にあつては、その執務時間内とする。

公 営 企 業

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第二号

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県企業職員の給与に関する規程（昭和四十九年四月青森県公営企業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（住居手当の適用除外職員）

第四条 条例第六条の三に規定する知事が定める職員は、父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県公営企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程

青森県公営企業職員被服等貸与規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第二号」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円